



動物の飼い方

大丈夫ですか？

9月・10月は、「動物の飼い方マナーアップ強化期間」です。

近年、ペットは愛情を注いだり、姿や仕草を楽しんだりするだけでなく、ともに暮らし、人生のパートナーともなっています。その一方で間違った飼い方をして、周囲の人のストレスやトラブルの原因となり、市へ苦情や相談が数多く寄せられています。人と動物の調和のとれた快適な暮らしを実現するためにも、今一度、自身のペットの飼い方について考え直してみましょう。

◎愛犬に関すること

●フンの放置はやめる

散歩コース付近の人に迷惑をかけています。散歩の際は処理用の袋等を携帯しましょう。

●放し飼いやリードを外しての散歩はしない

他人に恐怖を与えたり、かみついたりなど、事故の原因にもなります。

●登録鑑札を付ける

迷い犬がいても、鑑札が無いと飼い主が見つかりません。

◎愛猫に関すること

●室内飼育に努める

他人の敷地でのフンや物損など、周囲に迷惑をかけています。室内飼育することにより無用な繁殖も防げます。

●野良猫にえさを与えない

周辺に野良猫が住み着き近所に迷惑をかけています。野良猫に継続してえさを与えることは飼い主と同じです。飼っていないという理由にはなりません。



〈問い合わせ先〉環境課 (☎ 82・1143)



平成25年度地籍調査のお知らせ

地籍調査は、土地の境界を現地で地権者立会のうえ、確認することにより、法務局にある土地登記簿や分間図の地番、地目、地積などの内容を明らかにし、新しく地籍図と地籍簿を作成するために行われる大切なものです。

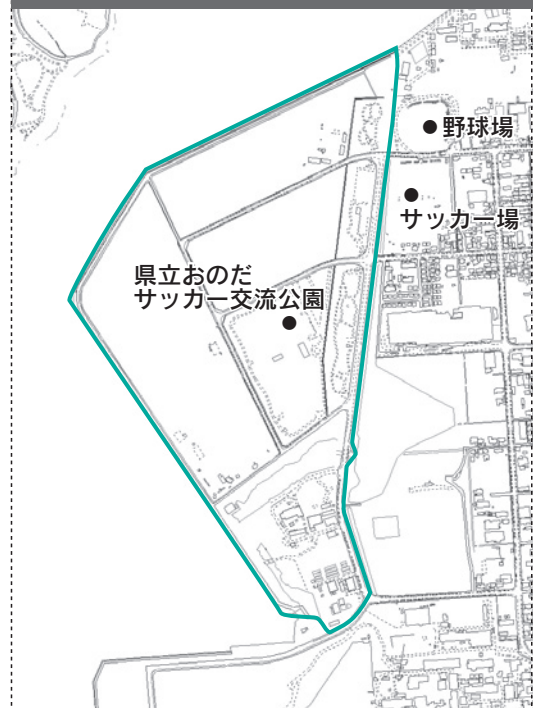
10月から11月にかけて、東沖地区(大字小野田の一部および高栄三丁目の一部)0.75km²を調査します。

この調査区域内に土地を所有している人は次のことへの、ご協力をお願いします。

◎所有地の境界、地番、地目などを確認するための現地調査に立ち会うこと

◎所有地がやぶのような場合は、測量ができるように境界の周囲を伐採すること

平成25年度 地籍調査予定区域



〈問い合わせ先〉地籍調査課 (☎ 82・1154)